

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 24 日現在

機関番号：32687

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885092

研究課題名(和文)複数当事者への権利義務帰属形式の基本構造

研究課題名(英文)A Study on the Structure of the Format of several Rights and Obligations

研究代表者

鈴木 尊明 (Suzuki, Takaaki)

立正大学・法制研究所・特別研究員

研究者番号：50739638

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：複数当事者に権利義務が帰属する場合の民法典の規律には、「債権担保」という機能面と、「帰属形式」という形式面の二側面が存在し、その両者を関連付けて考察するという視点は、これまでの研究にはあまり見られなかった。そこで、特に「帰属形式」についての研究の蓄積があるフランス法を比較法の対象にとり、いかなる場合に複数当事者に権利義務が帰属し、その帰属形式がそれぞれの権利義務の内容とどのように関係するのかについて研究し、その構造を明らかにすることを目的とする。

そして、複数当事者に権利義務を帰属させる基礎となる「合意」の構造分析を行い、この分野が、債権法全体と関連することを明らかにする。

研究成果の概要(英文)：The rules of the Civil Code in the case of rights and obligations to multiple parties have two respects. - "guarantees" and "devolvments." It is important to research these elements at the same time, but, "devolvments" are depreciated. So, in particular to take the subject of comparative law the French law there is an accumulation of research on the "format", and then, this structural analysis is done.

研究分野：民事法学

キーワード：民事法学 フランス法 消費者法 倒産法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 本研究の学術的背景

複数当事者に権利義務が帰属する場面には、債権債務の帰属と物権の帰属の大別2種類が考えられる。

この内、複数当事者に債権債務が帰属する場面において問題とされる連帯債務・不可分債務は、1つの債務を複数人が負うため、債権の履行の現実性を増す機能が認められるため、債権担保であると理解されてきた。これはもともと、我が国の民法典起草過程においてボワソナードが持っていた視点であるが、その後のドイツ法学の流入により、複数人が債権債務を負うという「帰属形式」であるという理解が一般化した。それを再度反省して「債権担保」としての機能を重視しようという動きがあり、現在では通説的な理解となったものである。しかし、「債権担保」としての機能を重視するあまり、そもそもなぜ「複数債務者が連帯責任を負うのか?」という「帰属形式」の視点が軽視されすぎようになってきたように思われる。

民法典には、「数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。」と定める427条が原則としての地位を与えられている。その内容は、複数当事者に債権債務が帰属する場合、それらは各当事者に分割して帰属する(分割原則)というものである。この427条分割原則の重要性は、民法典起草時から当然に認識されるものであった。

ただし、この427条分割原則は任意規定とされ、当事者の合意によって適用されるかどうかを選択することができるものとされている。加えて、分割原則の適用を排除した後、債権債務の帰属形式をどのようなものとしてデザインするかも、当事者が合

意で定めることができるものとされている。これは民法の採用する私的自治の原則から考えればごく当然のことであるが、逆に、「当事者の合意によってあまりにも不自然な帰属形式が採用される」という危険性がある。また、常に当事者間で詳細な合意をするとは限らないため、「当事者が明確に合意をしていなかったとしても、427条分割原則の適用を排して、何らかの帰属形式を採用しているものと認定すべき」場面というものも当然存在する。このような場合をどうするのかについては、従来、理論的な根拠づけというものが無かったのである。

427条分割原則を、複数当事者に権利義務が帰属するもう1つの場面である物権の帰属と平行に考え、物権の共有理論と関連させる理解も存在するが、先行研究では、ローマ法文の解析を中心とした法制史的な検討に留まってきたことも、状況を混迷させるのに一役買ってしまっていたように思われる。

### (2) 本研究が着想に至った経緯

本研究はまさに、上述のような問題背景を前提に、改めて、「複数当事者に権利義務が帰属する場合に、どのような形式が選択されるか」について検討するものである。

このような、「帰属形式」が軽視されてきたという問題意識の証左として、近時の民法(債権関係)改正作業における議論を参照することが有用である。そこでは、起草担当者が、連帯債務の成立範囲を現行法よりも広くするための提案をしたが、金融機関を中心とした実務界猛烈な反対を受けた。本研究課題申請当時には法務省から中間試案が公表されていたが、現在では、最終的な民法改正案が取りまとめられている。しかし、そのいずれにおいても、当初の意欲的な提案は一切盛り込まれていない。私も、当初の起草者の提案には妥当ではない箇所

があったと考えている。しかし、その問題意識は示唆に富み重要であったことも事実であり、現在の改正案が妥当であるとも言い切れない。

結局のところ、これまで、あまり議論されることのなかった「帰属形式」が問題となったものの、議論の積み重ねに乏しかったために、意欲的な改正提案ができなかったのである。民法の「あるべき姿」、「取引の際に拠って立つことのできるデフォルト・ルールの作成」という改正の趣旨から、これまであまり使われることがなかった427条が、改めて、複数当事者への債権債務の帰属形式における原則たる地位を与えられるべきなのかどうか。複数人に権利が帰属する場合には、分割が原則なのか、連帯・共同が原則なのか。このような根本的な問題提起がされたにもかかわらず、「債権の担保力を強化する方向で改正を進めるべきだ」という「債権担保」の機能にばかり目を向ける実務家の意見が大勢を占め、「帰属形式」の視点は軽視されたのである。

以上のような経緯から、本研究の着想へと至ったものである。

## 2. 研究の目的

ただ、「帰属形式」について再検討するといっても、もちろん、複数当事者に権利義務が帰属する際、その機能として「債権担保」が存在することは事実であるし、それが最も重要な機能であることに異論はない。しかし、権利義務の「帰属形式」であるという視点も軽視されるべきではない。「債権担保」という視点にばかり目を囚われると、債権の回収力を強化できるような取り扱いをすればよい、という態度から、債権者の利益ばかりを重視し、債務者に酷な取り扱いをしかねない。実際、改正作業においてはそのような懸念を表明する者もいたが、改正案には取り入れられなかった。

ここで、「帰属形式」にも目を向けると、複数当事者に権利義務が帰属する原因となる当事者間での「合意」の構造を明らかにする必要に迫られる。複数人で契約すれば常に連帯債務等の関係が成立するのではないのが、現在の判例実務だからである。どのような「合意」であれば複数当事者に権利義務が帰属するのかについては、従来の先行研究で意識されてこなかった点であり、本研究計画は、これを明らかにすることを主眼としている。

## 3. 研究の方法

### (1) 概要

上記のような研究目的を達成するために、我が国における「帰属形式」の議論について示唆を得るために、フランスにおける議論を参照した。そこでは、複数当事者に権利義務が帰属する形式である連帯債務・不可分債務が、債権担保手段である以前に、帰属形式の問題であるという視点が強調され、そのような関係を形成する前提となっている「合意」をどのようなものとして理解するのかについて、いくつかの見解が対立していることが、これまでの研究で明らかに出来ている。

具体的には、複数当事者への権利義務の「帰属形式」については、これまでに、ヨーロッパ私法統一の流れを受けた上でなされているフランス法における議論について研究した。すなわち、複数当事者に権利義務が帰属する場合の「合意」には2つの法的性質、債務を負う本来的な内容と、他の当事者との関係について定める内容があることである。従来、この2つの内容は分けて検討されることがなかったが、フランス法における議論を分析した結果、複数当事者に権利義務が帰属する場合の基礎となる「合意」には、債務を負う本来的な内容と、他の当事者との関係について定める

内容があることについては、我が国においても同様の判断枠組みに拠るべきことが明らかに出来たと考えている。従来、我が国においては、「多数当事者の債権債務関係を対外関係と内部関係に分けて分析する」という態度がとられてきており、それ自体は正当なものである。しかし、権利義務が帰属する原因となった「合意」に着目してその内容を分析するという態度には、新規性が認められると考える。そして、このような態度はただ「新規」なのではなく、近時我が国で進められている民法（債権関係）改正作業における基本的な態度、すなわち、“債権債務パラダイムから合意・契約パラダイムへ”、つまり、より合意・契約に注目して分析しようとする昨今の民法学全体の態度と同調するものである。

最終的には、複数当事者への権利義務帰属形式から出発して、民法全体のパラダイム転換を見据えて研究を進めていった。

## （２）特色

本研究が日本との主たる比較対象とするフランスにおいても、従来は、この分野についてそれほど多くの研究はなかった。しかし、近時のヨーロッパ私法統一の影響の下で、有力な若手研究者の手になる大部の業績が次々と公表されてきている。それにもかかわらず、これらの内容については、我が国に紹介されることはなかった。従来注目されていなかった分野である標記課題が、民法（債権関係）改正という外的な要因によって急に脚光を浴びることとなったためである。そのため、我が国と同様の問題状況にあるフランスにおける議論状況をフォローするだけでも十分に特色ある研究であると考えられる。加えて、ただ無批判に紹介するだけでなく、我が国のデフォルト・ルール構築のために、根本的・本質的原理を析出しようとする態度は、従来「機能」

優先で検討が進められてきたこの分野においては、独創的な研究であると考えられる。

そして、本研究は、２つのインパクトを有していると考えられる。すなわち、まず第１には、複雑化した現代の取引社会においては、複数当事者に債権債務が帰属する場合の方がむしろ多いものと言え、その場合の根本的・本質的原理を析出して、統一的な理論構築をすることは、大きな影響力を持つことである。そして第２には、その原理析出のためにフランス法を参照する結果、複数当事者が締結した「契約」の内容に注目することとなることは、従来、この分野が「担保法」に分類され、「契約法」とは切り離された単なる債権債務の帰属形式の問題であるという理解を打ち破る点で、大きなインパクトがあると考えられる。

とりわけ、２つ目のインパクト、すなわち、複数当事者への債権債務の「帰属形式」を契約法の枠組みに取り込むという理解は、民法全体への波及効果を持ち、将来的には、体系の組み換えまで見通されるものであると考えられる。

## ４．研究成果

### （１）平成 26 年度

#### 中心課題 - フランス法状況の調査

本研究は 2 年間で計画され、平成 26 年度は 2011 年にフランスにおいて実施された本研究と深く関わるテーマについての学会について、不足している情報の収集を中心に据えた。本研究は民法学においては伝統的なテーマを含んでいるにもかかわらず、近時はあまり関心が向けられていなかったために、我が国が受け入れている文献の量自体が乏しい。そこで、これまでの研究活動によって構築したフランス人研究者のネットワークを活用し、活字媒体になっているものからさらに手を広げて、直接聞き取り調査を行った。

具体的には、2015年2月～3月にかけて、パリとストラスブールを訪問し、フランス人研究者と情報交換を行った。そのみならず、先方の好意で、比較的長期の滞在を認められたので、大学・大学院授業に参加し、当初予定の研究者だけでなく、若手研究者と問題意識を共有する機会を得たことは幸運であった。

そこで明らかにしえたことを表すならば、複数当事者に権利義務が帰属する場合のデフォルト・ルールとして何がふさわしいのかを考えるという視点とすることができる。加えて、複数当事者への権利義務の帰属形式単独での考察ではなく、当事者間でどのような「合意」をした結果、複数当事者へ帰属することとなった権利義務がどのような内容を有し、債権担保の局面においてはどのような内容を形作るのかについて研究を進める重要性の再確認もできた。

#### 周辺課題

当初予定していたフランスでの情報収集の他に、平成26年度は、判例研究と、公証実務へ問題関心を広げる期間ともなった。

金銭債権の相続の場面は、まさに金銭が複数相続人に分割するのか否かが問題となる伝統的領域であるが、これに関して注目すべき裁判例が相次いで現れた。機会を得て、それらのいくつかにつき、判例解説・評釈を公表した。

また、日仏法学会にあわせて来日したフランス人研究グループとのワークショップに参加し、フランス公証実務に関する報告へのコメントも担当した。我が国と相当程度異なるフランス公証実務について研究し、実は、複数当事者間の利益調整のために公証人が果たす役割は小さくないとの知見を得ることができた。

(2)平成27年度

前年度中に、フランスにおける法状況の調査が相当程度進行したため、平成27年度は、もっぱらその取りまとめの期間とした。

むしろ、前年度時点で顕著になっていた金銭債権の相続に関する議論がより一層進展していったため、こちらのフォローに時間がかかったものである。ここでもいくつかの判例解説・評釈を公表した。

ただ、中心課題であるフランス法状況の調査と、そこから得られた我が国への示唆についての分析も進め、2016年1月に研究会で報告するに至った。現在は、この成果を論文の形で公表する準備を進めている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6件)

(1) 鈴木尊明「留保所有権を別除権として行使するための要件(東京地判平成27年3月4日判時2268号61頁及び東京地判平成25年4月24日LEX/DB文献番号25512638)」立正法学49巻2号(2016年)123-162頁、査読無

(2) 鈴木尊明「判例評釈(東京地判平成27年8月5日)」新・判例解説Watch19号(2016年)1-4頁、査読有

(3) 鈴木尊明「事前求償権を被保全債権とする仮差押えの効力と事後求償権にかかる消滅時効の中断(最三判平成27年2月17日民集69巻1号1頁)」立正法学49巻1号(2015年)141-173頁、査読無

(4) 鈴木尊明「判例評釈(神戸地尼崎支判平成26年5月21日)」新・判例解説Watch16号(2015年)87-90頁、査読有

( 5 ) 鈴木尊明「判例解説(大阪高判平成 26 年 3 月 20 日)」新・判例解説 Watch15 号( 2014 年 ) 87-90 頁、査読有

( 6 ) 鈴木尊明「427 条分割原則の展開と連帯関係の認定( 1 )」早稲田大学法学研究科法研論集 155 号( 2015 年 ) 179-202 頁、査読無

〔学会発表〕(計 2 件)

( 1 ) 鈴木尊明「フランスにおける複数債権債務の帰属とその目的」北陸フランス法研究会 2016 年 1 月 25 日、富山大学サテライトキャンパス(富山県)

( 2 ) 鈴木尊明「公証人職の法的機能 公署性」日仏セミナー【公証人職の将来】2014 年 9 月 21 日、早稲田大学比較法研究所(東京都)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 尊明 (Suzuki, Takaaki)

立正大学・法制研究所・特別研究員

研究者番号：50739638

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：